

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第16号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「野田業務サービス株式会社」の次に「及び株式会社野田自然共生ファーム」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。